

愛媛県土地家屋調査士会事務局規程

(目 的)

第1条 この規程は愛媛県土地家屋調査士会会則第57条に基づく事務局の分掌事務・組織等に関し、必要な事項を定める。

(分掌事務)

第2条 事務局は会長の命を受けて次の事務を行う。

- ① 会則第56条(各部の事務)に定める事務
- ② 総会及び理事会、各部会、各委員会並びに支部長会議の事務
- ① その他会務執行に必要な事務
- ② 事務所の管理

(組 織・職 務)

第3条 事務局に次の職員を置く。

事 務 長 1 人
事務担当職員 若干名

- 2. 職員の採用は、理事会の議を経て会長がこれを行う。
- 3. 事務長は会長の命を受けて事務局の事務を統括し、事務職員を指揮監督する。
- 4. 事務長は公印及び事務所の鍵を保管する。
- 5. 事務長に事故あるときは、会長の指名を受けた職員がその職務を代行する。

(その他の規程)

第4条 職員の執務に関する事項、文書取扱いに関する規程は別に定める。

第5条 職員給与及び退職金に関する規程は別に定める。

第6条 職員の表彰、懲戒に関する規程は別に定める。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は理事会で決議し、総会に報告しなければならない。

附 則

- 1. この規程は平成11年5月29日から施行する。
- 2. 昭和46年1月1日施行の事務局規程は平成11年5月29日廃止する。

附 則

- 1. この規程は平成16年3月13日から施行する。